

平成 29 年 4 月 3 日
 京都市文化市民局
 担当 共同参画社会推進部
 男女共同参画推進課 222-3091
 くらし安全推進部
 くらし安全推進課 222-3193

平成29年度 京都市民間緊急一時保護施設補助金に係る申請団体の募集について

京都市では、DV（配偶者等からの暴力）の被害者等や犯罪被害者等のための民間シェルター（民間団体が運営する緊急一時保護施設）に対し補助金を支給する制度を、DV被害者については平成17年度から、犯罪被害者等については平成23年度から実施しています。

この度、平成29年度の申請団体を下記のとおり募集しますので、お知らせします。

なお、本事業は、DVの防止及び被害者の保護並びに犯罪被害者等支援に関する関係機関・団体等との連携を強化する一環として、被害者への支援活動を行っている民間団体を支援するものです。

記

1 制度の概要

DV被害者・犯罪被害者等を保護するための民間シェルターを運営する団体に対して、シェルターの家賃に要する費用の全部又は一部を補助します。

申請できる団体	次に掲げる要件を満たす団体が申請できます。 (1)京都市内に民間シェルター及び主たる事務所を有すること。 (2)被害者からの相談や被害者の保護に実績があり、民間シェルター又はこれに類する施設を概ね1年以上運営していること。 (3)営利を目的としないこと。
補助額	受入可能世帯数1世帯の場合 月額5万円以内 受入可能世帯数2世帯の場合 月額10万円以内 受入可能世帯数3世帯以上の場合 月額15万円以内 （別途、犯罪被害者の受入れに伴う加算措置があります。）
募集期間	平成29年4月3日(月)から5月1日(月)まで

*審査のうえ、適当と認める団体に交付します。

2 募集案内（申請書）について

平成29年4月3日（月）から、男女共同参画推進課及びくらし安全推進課で配布するほか、希望する団体には、郵送・FAXで送付します。また、男女共同参画推進課及びくらし安全推進課のホームページからダウンロードできます。

（男女共同参画推進課

<http://www.city.kyoto.lg.jp/menu1/category/18-1-0-0-0-0-0-0-0-0.html>)

（くらし安全推進課

<http://www.city.kyoto.lg.jp/menu1/category/11-5-0-0-0-0-0-0-0-0.html>)

問合せ・申請先

京都市 文化市民局 共同参画社会推進部 男女共同参画推進課

電話 075-222-3091 FAX 075-222-3223

E-mail danjo@city.kyoto.lg.jp

住所 〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市 文化市民局 くらし安全推進部 くらし安全推進課

（犯罪被害者等の保護に関すること）

電話 075-222-3193 FAX 075-213-5539

住所 〒604-8005 京都市中京区河原町通三条上る恵美須町427
京都朝日会館4階